

たま川兄弟
減右衛門と量右衛門のこれ知ってる?
〈羽村市のごみの出し方は?の巻〉



国土交通省から、平成27年地価公示が発表されました。土地取引が見込まれる各地域で標準的な使われ方をしている土地(標準地)を選んで、その適正な土地価格を毎年公表しています。

平成27年1月1日現在の調査地点(標準地)の価格を取りまとめたものをお知らせします。

○土地を売買するときの目安

○不動産鑑定士が鑑定評価を行う場合や、国や自治体が公共用地を買う場合の規準

問合せ 土木課庶務係内295

平成27年地価公示

■ 平成27年地価公示

標準地の所在 (住居表示)	標準地の1m ² あたりの価格	対前年比 (変動率)
羽中3-10-12	130,000円	2.4%
小作台5-20-2	185,000円	2.2%
富士見平1-8-15	144,000円	2.1%
羽西3-3-28	135,000円	0.7%
川崎3-9-2	129,000円	—
羽中1-6-47	136,000円	1.5%
緑ヶ丘5-10-40	164,000円	1.2%
双葉町2-13-38	122,000円	0.8%
羽字玉川附690-62	92,000円	0.2%
緑ヶ丘1-14-4	174,000円	0.6%
栄町3-5-1外	69,800円	1.5%

※国土交通省ウェブサイトでも公表しています。

平成27年度

就学援助制度の申請受付を行います

市内に住所を有する児童・生徒の保護者のうち、経済的な理由により教育費の支出が困難な方に対する、所得に応じて学用品費・給食費などの援助を行っています。

平成27年度の申請受付を行います。制度の利用を希望する方は、申請してください。

申請方法など

市内の小・中学校に通っている方

申請書は受付窓口に用意してあります。学校ですべての児童・生徒に申請書を配布しました。申請書を確認し、市役所3階学校教育課または在籍している学校へ提出してください。

市外の小・中学校に通っている方

申請書は受付窓口に用意してあります。印鑑・振込指定口座のわかる書類を持参し、市役所3階学校教育課窓口で申請してください。

※借家の場合は、家賃の支払いを証明する書類を持参してください。

提出期限 4月30日(木)

※期日までに提出がない場合、4月からの適用ができません。注意してください。

※申請・再申請は、5月以後も隨時受け付けます。認定した場合は、申請書の提出があつた月から適用します。

問合せ 学校教育課学務係内357

障害者の各種手当・助成制度の紹介

障害のある方が申請できる各種手当や助成制度を紹介します。

問合せ 障害福祉課障害福祉係内 173

手当の種類	対象など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (26,620 円／月)	20歳以上で、重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害が重複している、もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください。
障害児福祉手当 (14,480 円／月)	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活に常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、またはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください。
重度心身障害者手当 (60,000 円／月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時特別かつ複雑な介護を必要とする方／重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方／重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な方および同程度以上の障害のある方 ※65歳以上の方は新規申請ができません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または愛の手帳 ・住民票 ・印鑑
心身障害者福祉手当 －都手当－ (15,500 円／月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度を持っている方、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
心身障害者福祉手当 －市手当－ (12,000 円／月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度を持っている方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
難病患者福祉手当 (7,500 円／月)	国および都が指定する特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方 ※B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、大気汚染医療費助成を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費（指定難病）受給者証または難病（都）医療券 ・印鑑 ・口座番号
タクシー費用・自動車ガソリン費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹または内部機能障害について3級も含む）、愛の手帳1・2度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方に、タクシー費用またはガソリン費用の一部を助成します。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
理容・美容サービス費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方で、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害）1・2級の方、常時寝たきりの方、住民税非課税のいずれかに該当する方に、指定店での理容・美容サービスを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外 ※20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人が非課税の方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑
機能回復施術費用の助成	身体障害者手帳1～4級（70歳以上は1～6級）を持っている方に、指定店ではり・灸・マッサージを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印鑑
水道・下水道使用料の助成	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を持っている方のいる住民税非課税世帯に、水道・下水道の最小口径の基本料金（月941円）を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・水道料金領収書

※いざれも事前の申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

※そのほかの福祉制度については、市公式サイトまたは市役所1階障害福祉課窓口で配布する「ふれあい福祉のしおり」などで確認してください。